

平成28年度 事業計画書

私たちを取り巻く地域環境は、人口の減少と少子高齢化の進行とともに、地域住民同士の人間関係も希薄化するなど、地域社会自体の機能、支え合い力が弱まっていると感じられます。

平成27年度には生活困窮者自立支援法、改正介護保険法など、福祉課題解決のため様々な法改正が行われており、多様な対応が求められてきています。

森町社会福祉協議会では「一人でも安心して暮らせる地域づくり」を推進するため、引き続き行政、関係各機関と連携を図りながら、新たな地域福祉事業への取り組みと小地域福祉活動事業の推進を図るとともに、健全な事業運営に努めてまいります。

1. 法人運営事業

(1) 自主財源の確保

- ① 会員組織の確立推進
- ② 会員加入促進等による自主財源の確保

(2) 会議の開催

- ① 理事会 5月・11月・3月
- ② 評議員会 5月・11月・3月
- ③ 監事会 5月・10月
- ④ 社会福祉事業功労者選考委員会 12月
- ⑤ 福祉のまちづくり作文コンクール選考委員会 12月

(3) 職員定例会の開催

月1回

(4) 研修会の開催

- ① 役職員及び各種相談事業相談員等の資質向上のため研修会の開催
- ② 各種研修会への積極的な参加

2. 企画・広報・助成事業

(1) 調査・企画・広報事業

- ① 福祉ニーズの調査
- ② 地区社協の組織化
- ③ 広報紙「社協だより」の発行 年4回（5月・7月・10月・2月）
- ④ ホームページによる情報提供
- ⑤ その他啓蒙資料の作成配布

(2) ボランティア育成事業

- ① ボランティアの資質向上のため研修会及び講演会等の開催と育成指導
- ② ボランティア連絡会議の開催
- ③ ボランティアグループの連絡調整

(3) 福祉大会事業

- ① 町社会福祉大会の開催（平成29年1月予定）
社会福祉事業功労者の顕彰並びに表彰
児童、生徒の福祉のまちづくり作文コンクール入選者の表彰と朗読
記念講演等
- ② 県社会福祉大会への参加（平成28年11月予定）

(4) 助成事業

- ① 福祉団体の自主的活動の推進と事業費の助成

3. 福祉活動推進事業

(1) 福祉教育推進事業

- ① 小学生、中学生、高校生に対する福祉の学習と施設での体験(福祉教育)の推進
- ② 児童、生徒の福祉活動に対する助成(25千円)と育成指導の実施

(2) 高齢・障害・児童福祉事業

- ① 介護機器の貸し出し(車椅子)
- ② ねたきりや認知症高齢者の介護者に対する「介護者のつどい」事業への協力
- ③ 遊園地遊具の点検と修理費の助成
町内会で管理する遊園地の遊具修理費の補助
- ④ ふれあい事業用品の貸し出し
町内会等の行事に綿菓子機、かき氷機、ポップコーン機、輪投げ等を貸し出し

(3) 相談事業

福祉のことや家庭内での悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます

- ① 福祉総合相談事業 月曜日～金曜日 9時～17時 社会福祉協議会事務局内
- ② 心配ごと相談事業 第1・3月曜日 9時～12時 保健福祉センター相談室

(4) 福祉サービス利用援助事業

① 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障がある方に、福祉サービスの利用に関する相談受付、助言や福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜等支援します。

4. 受託事業

(1) 高齢者緊急通報システム整備事業

ひとり暮らしのお年寄りの福祉の向上と地域での支援体制づくりのため、緊急事態に備えて緊急通報システムを整備します。(一部自己負担があります。)

(2) 児童館管理運営事業

- ① 児童に健全な遊び場を与えて、健康、情操を豊かにするとともに事故及び非行を防止し、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動を育成します。
- ② 移動児童館運営事業
町内の各校区に児童館が出向き、異年齢間や世代間の交流やふれあいの中で社会性を学ぶ場を提供します。

(3) 軽度生活援助事業

在宅のお年寄りの軽易な日常生活の援助を行い、自立した生活をするとともに要介護状態への進行を防止するための支援をします。

(4) 子育て支援センター運営事業

- ① 育児等の相談指導や子育てサークル等への支援を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援をします。
- ② 移動子育て支援事業
地域の公民館等に出向き、子どもたちの遊びやふれあい、子育て相談等の支援をします。

(5) 結婚相談事業

出会い、結婚を求められている方の相談、登録から、お見合いまでのお手伝いをさせていただきます。(毎月第2日曜日)

(6) 生活困窮者自立促進支援事業

生活保護に至っていない生活困窮者に対する自立に向けた相談、就労、学習等に係わる支援を行います。

- (7) 生活支援体制整備事業
地域に不足するサービスの創出、担い手の養成、活動する場の確保など資源開発の他、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなど、ネットワークの構築を図ります。
5. 居宅介護事業（障害者自立支援事業）
障害者の方に、身体介護、家事援助及び移動介護のサービスを提供します。
6. 共同募金助成金事業
 - (1) 共同募金の助成金により、地域福祉、在宅福祉活動の推進をします。
 - ① 高齢者・障害者・母子・父子の福祉推進
 - ② 児童・青少年の福祉推進
 - ③ 福祉育成・援助活動の推進
ミニふれあい事業（8地区）の推進と事業費（5万円）の助成援助
 - ④ ボランティア育成及び活動の推進
 - (2) 歳末たすけあい募金の助成金により、低所得者及び在宅の要援護者の援助や、地域で開催される地域福祉事業に対し支援をします。
7. 資金貸付事業
 - (1) 小口福祉資金貸付事業（生活費 医療費等）
低所得世帯で一時的に困っている人に、5万円を限度として無利子で貸し付けます。
 - (2) 生活福祉資金貸付業務（生活福祉資金・総合支援資金・緊急小口資金）
低所得世帯、身体障害者世帯及び高齢者世帯を対象に、必要な各種の資金を貸し付けます。
8. 善意銀行運営事業
人のため、社会福祉のために少しでも役立てたいという人達の善意を預託してもらい、援護を必要とする人のために払い出します。
9. 介護保険事業
 - (1) 居宅介護支援事業
介護の必要なお年寄りなどのサービス計画の作成や事業者、施設等との連絡調整をします。
 - (2) 訪問介護事業
在宅のお年寄りにホームヘルパーが訪問し、入浴や日常生活の世話をします。
 - (3) 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）
要支援状態のお年寄りに、訪問して介護予防サービスを行います。
 - (4) 通所介護事業
お年寄りに、入浴や日常動作訓練など、日帰りの介護サービスをします。
 - (5) 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）
要支援状態のお年寄りに通所していただき、介護予防サービスを行います。
10. その他の事業
 - (1) 県社会福祉協議会等の実施する事業への協力と連絡調整
 - (2) 町行政福祉諸事業への参加協力
 - (3) 民生委員児童委員協議会活動及び定例会等への参加
 - (4) その他必要な事業